

令和4年度
山形地方最低賃金審議会
[第5回]

議 事 録

令和4年10月26日(水)
於 山形労働局 大会議室

山 形 労 働 局

1 日 時 令和4年10月26日(水)
10時30分～11時

2 場 所 山形労働局 大会議室

3 出 席 者 (委員13名)

(公益委員)	(労側委員)	(使側委員)
押野 正徳 委員	大類 亜季 委員	岩田 雅史 委員
コーエンズ 久美子 委員	小川 修平 委員	太田 宏明 委員
本間 佳子 委員	柿崎 隆英 委員	鈴木 仁 委員
村山 永 委員	長瀬 久子 委員	丹 哲人 委員
	長谷部 泰晴 委員	

【欠席委員】(公益委員) 丸山 政己 委員
(使側委員) 大沼 拓雄 委員

(山形労働局) 局 長 小森 則行

(事務局)	労働基準部長	横田 秀樹
	賃金室長	高橋 利明
	賃金指導官	小林 美里
	賃金係長	牧野 朋子

4 議 事

- (1) 特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る答申について
- (2) その他

5 閉 会

令和4年度第5回山形地方最低賃金審議会 議事録

令和4年10月26日（水）

会 長

本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。

ただ今から、令和4年度第5回山形地方最低賃金審議会を開催いたします。

初めに、事務局から本日の出席者の状況及び審議の前に報告すべき事項についてお願いいたします。

賃金室長

本日は、公益の丸山委員と使用者側の大沼委員が欠席されておりますけれども、定足数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。また、本日の審議会は公開となっております。傍聴席のほうに1名いらっしゃいます。また、報道機関2社から取材の申込みがございました。なお、カメラ撮影につきましては、頭撮りと答申文の受け渡しの場면을許可しておりますので、併せてご報告申し上げます。

会 長

それでは議事に入ります。山形県特定最低賃金専門部会が、10月21日までに全ての部会において結審しております。専門部会委員の皆様のご尽力に感謝を申し上げます。

本日は、これより各部会の部会長から順次部会報告を頂き、各特定最低賃金の改正決定に係る本審議会としての意見についてお諮りすることとなっております。

各部会報告書の写しがお手元に配付されているかと思っておりますので、これをご覧いただきながら進めてまいります。

最初に、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置等製造業最低賃金の改正決定について、部会長から報告をお願いいたします。丸山部会長欠席ですので、コーエンズ部会長代理からお願いいたします。

コーエンズ部会長代理

それでは、丸山部会長に代わりましてご報告いたします。山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金専門部会の審議経過と結論についてご報告いたします。本件特定最低賃金の改正決定について、9月27日から10月20日まで4回にわたり、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で次のとおり改正決定することが適当であるとの結論を得ました。改正最低賃金額、時間額919円、引上げ額31円、引上げ率3.49%。効力発生日、予定でございますが令和4年12月25日です。詳細については配付されている部会報告書をご覧ください。以上です。

会 長

ただ今の部会報告について、ご意見があればお伺いし、その後採決をしたいと思っております。この場で特段のご意見はございますでしょうか。（意見なし。）それでは、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置等製造業最低賃金の改正決定について、専門部会報告どおりとすることについて採決を行います。部会報告のとおり答申を行うことについて、賛成の方の挙手を求めます。はい、ありがとうございました。ただ今の採決の結果、全会一致と認められます。

ので、専門部会報告を当審議会の結論として山形労働局長に答申することといたします。

会 長

続いて、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業最低賃金の改正決定について、押野部会長から部会報告をお願いいたします。

押野部会長

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の審議経過と結論についてご報告いたします。本件特定最低賃金の改正決定について、9月27日から10月19日まで4回にわたり、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で次のとおり改正決定することが適当であるとの結論を得ました。改正最低賃金額、時間額903円、引上げ額31円、引上げ率3.56%。効力発生日は令和4年12月25日を予定しております。詳細につきましては配付されている部会報告書をご覧ください。以上です。

会 長

ただ今の部会報告につきまして、ご意見がございますでしょうか。よろしいですね。（意見なし。）それでは、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業最低賃金の改正決定について、専門部会報告どおりとすることについて採決を行います。部会報告のとおり答申を行うことについて、賛成の方の挙手を求めます。はい、ありがとうございました。ただ今の採決の結果、全会一致と認められますので、専門部会報告を当審議会の結論として山形労働局長に答申することといたします。

村山部会長

続きまして、自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、これにつきましては部会長である私の方から報告をいたします。

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議経過と結論についてご報告いたします。本件特定最低賃金の改正決定について、9月27日から10月17日まで4回にわたり、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で次のとおり改正決定することが適当であるとの結論を得ました。改正最低賃金額、時間額919円、引上げ額31円、引上げ率3.49%。効力発生日令和4年12月25日予定。詳細については配付されている部会報告書をご覧ください。以上です。

会 長

ただ今の部会報告について、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。（意見なし。）それでは、自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、専門部会報告どおりとすることについて採決を行います。部会報告のとおり答申を行うことについて、賛成の方の挙手を求めます。はい、ありがとうございました。ただ今の採決の結果、全会一致と認められますので、専門部会報告を当審議会の結論として、山形労働局長に答申することといたします。

最後に、自動車整備業最低賃金の改正決定について、本間部会長から部会報告をお願いいたします。

本間部会長

山形県自動車整備業最低賃金専門部会の審議経過と結論についてご報告いたします。本件

特定最低賃金の改正決定について、9月27日から10月21日まで4回にわたり、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で次のとおり改正決定することが適当であるとの結論を得ました。改正最低賃金額、時間額923円、引上げ額31円、引上げ率3.48%。効力発生日令和4年12月25日を予定しております。詳細については配付されている部会報告書をご覧ください。以上です。

会 長

ただ今の部会報告について、ご意見はございますでしょうか。(意見なし。) それでは、自動車整備業最低賃金の改正決定について、専門部会報告どおりとすることについて採決を行います。部会報告のとおり答申を行うことについて、賛成の方の挙手を求めます。はい、ありがとうございました。ただ今の採決の結果、全会一致と認められますので、専門部会報告を当審議会の結論として、山形労働局長に答申することといたします。

これをもちまして、本審議会としての4業種に係る特定最低賃金の改正決定に係る意見が決定したことになります。それでは、局長に答申することとしますが、答申文案作成のためここで5分程度休憩といたします。

(休 憩)

会 長

審議を再開します。答申文案が配付されましたので、文案を確認していただきたいと思えます。事務局から読み上げてください。

賃金室長

それでは、答申文案を読み上げいたします。案、令和4年10月26日、山形労働局長小森則行殿、山形地方最低賃金審議会会長村山永。山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定について答申。当審議会は、令和4年8月26日付け山形労発基0826第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申します。山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金。1適用する地域、山形県の区域。2適用する使用者、前号の地域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業(家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。)、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者。3適用する労働者、前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。(1)18歳未満又は65歳以上の者、(2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの、(3)清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者。4前号の労働者に係る最低賃金額、1時間919円。5この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6効力発生日、令和4年12月25日。

二つ目でございます。日付、肩書、お名前は省略させていただきます。山形県電子部品・

デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について答申。以下同文でございます。山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。1 適用する地域、山形県の区域。2 適用する使用者、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（民生用電気機械器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者、（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの、（3）次に掲げる業務に主として従事する者、イ清掃、片付け又は賄いの業務、ロ手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務、ハ手作業による包装、袋詰め、箱詰め、塗布、選別又は部品の差し、曲げ若しくは切りの業務。4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間903円。5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6 効力発生日、令和4年12月25日。

三つ目でございます。山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について答申。以下同文でございます。山形県自動車・同附属品製造業最低賃金。1 適用する地域、山形県の区域。2 適用する使用者、前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。3 適用する労働者。前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者、（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの、（3）清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者。4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間919円。5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6 効力発生日、令和4年12月25日。

四つ目でございます。山形県自動車整備業最低賃金の改正決定について答申。以下同文。山形県自動車整備業最低賃金。1 適用する地域、山形県の区域。2 適用する使用者、前号の地域内で自動車整備業（原動機付自転車に係るものを除く。以下同じ。）、純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車整備業に分類されるものに限る。）又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条の自動車特定整備事業（道路運送車両法施行規則第3条の分解整備を行うものに限る。）を営む使用者。3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者であって、前号の自動車の分解整備の業務に従事する者に限る。ただし、次に掲げる者を除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者、（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間923円。5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6 効力発生日、令和4年12月25日。以上でございます。

会 長

ただ今ご確認いただいた答申文の案ですが、この内容でよろしいでしょうか。労働者側よろしいですか。（「異議なし。」の声）使用者側よろしいですか。（「異議なし。」の声）それでは、答申文を山形労働局長にお渡ししたいと思います。報道機関の皆様には、受け渡しの場面の撮影を許可します。答申します。

労働局長

ありがとうございました。

会 長

それでは、山形労働局長からご挨拶を頂きます。

労働局長

ただ今、村山会長から4産業の特定最低賃金の改正決定につきまして、答申を頂きました。誠にありがとうございました。今年度は、急激な物価上昇や円安、諸外国の情勢などにより我が国経済の先行きが不透明な中、地域の実情や労使の動向なども踏まえ、慎重な審議を尽くしていただいた上、4産業全て全会一致での答申を頂いたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。今後、本日の答申を尊重いたしまして、改正発効に向けての諸手続を進めてまいりますとともに、地域別最低賃金と併せて、広く改正金額の周知広報に努めてまいり所存でございます。公労使全ての委員の皆様のご尽力に対しまして、改めて感謝を申しあげまして、答申に対するお礼とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

会 長

ありがとうございました。それでは、今後の事務手続について、事務局から説明してください。

賃金室長

本日、この後、答申の内容を公示いたしまして、11月10日までの間、異議申出を受け付けます。特定最低賃金についての異議申出は、これまでほとんど例がございませんが、もし、異議申出があった場合には、委員の皆様には直ちにご連絡を申し上げまして、審議会の開催をお願いすることとなりますが、発効日との関係上、11月11日金曜日の午前中というふうな設定になるかと思えます。その際はよろしくお願いたします。異議申出があった場合、なかった場合のいずれの場合においても、11月25日付けの官報に登載しまして、12月25日からの効力発生となります。

会 長

ただ今の説明につきまして、何かご質問等ありませんでしょうか。よろしいですね。本年度の特定最低賃金の審議につきましては、十分な議論を踏まえ、金額審議をしていただいたものと思っております。各委員のこれまでのご尽力に改めて感謝申し上げます。

事務局、何かほかに準備しているものがありましたらお願いします。

賃金室長

次回の本審議会の開催ですけれども、異議申出があれば11月11日に開催しなければなりません。異議申出がなければ、次回は来年3月の開催となります。開催日時につきましては、追って日程調整の上、ご連絡を差し上げたいと思えます。どうぞよろしくお願いたします。

会 長

次回以降につきましては、ただ今説明があったとおりということでご理解いただきたいと思えます。なお、次回の審議につきましては原則どおり公開することとしたいと思っております。

ます。委員の皆様から特段この場でのご発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。ないようでしたら、以上をもちまして本審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。